



中小企業者向け市融資制度

商業振興課・☎202159

利用条件 ①市内に工場(店舗)または事業所を持ち、市内で同一事業を継続して1年以上営んでいること(独立開業資金、新産業創出資金を除く)②市税の滞納がないこと③信用保証協会が定める業種を営む中小企業者であること など

New 『特別短期資金』を創設

小規模事業者(常時使用する従業員が20人以下、商業・サービス業は5人以下の事業者)を対象に、保証料・支払利子が全額補助。

- ・貸付限度額200万円(運転資金のみ)
- ・貸付期間1年以内
- ・利率1.4%(支払利子全額補助)

※支払利子の全額補助は初回利用時に限る。

1年間
限定

廃止します

- ・中小小売商業近代化資金(中央商店街活性化資金)
- ・両毛広域設備資金

申込 市内の取扱金融機関に直接申し込み
※詳しい条件や内容などは、同課または市ホームページでご確認ください。

独立開業資金の条件が緩和

『開業する業種と同一業種に通算3年以上の勤務経験』を融資条件から撤廃。

- ・貸付限度額500万円(運転・設備)
 - ・貸付期間5年以内
 - ・利率1.6%(女性の場合は1.4%)
- ※開業前、開業後1年以内の方が利用可。

保証料の補助率の変更

全額補助⇒3分の2補助

※小規模事業資金、独立開業資金、特別短期資金を除く。

※経営安定化借換資金は2分の1補助。



募集

募集 指定ごみ袋管理製造等
業務委託の入札参加業者

クリーン推進課・☎202141
委託内容 指定ごみ袋の保管管理、製造、受注、配送などの一連の業務

対象 市内に本店や営業所などがある事業者

申込 4月8日(月)までに入札参加申込書を同課(本庁舎2階)

※申込書や仕様書は、4月1日(月)から市ホームページで入手可。

募集 全国障害者スポーツ大会
派遣選手

障がい福祉課・☎202169

派遣期間 10月11日(金)～15日(火)

※大会は10月12日(土)～14日(月)。

開催地 茨城県

募集競技

▽陸上競技、水泳、フライング

デイスクⅡ身体・知的

▽卓球Ⅱ身体・知的・精神

▽アーチェリー、サウンドテ

ブルテニスⅡ身体

▽ボウリングⅡ知的

応募資格 31年4月1日現在で

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で、県内に在住か県内の施設や学校などに入所、通所、通学している方など

※そのほか条件があります。

派遣人数 42人(予定)

※選手選考会議で決定します。

参加負担金 5千円

申込 4月16日(火)から5月21日(火)までに同課

※特別支援学校

や障がい者福祉

施設などを利用

している方は各

所属先にお申し

込みください。

募集 生涯学習センター企画展示

生涯学習課・☎1311

内容 個人、グループの活動の

作品展示

※政治、宗教、営利に関する作

品などの展示は除きます。

展示期間 1団体2～3カ月

申込 4月26日(金)までに応募用

紙を同課(生涯学習センター・

相生町)

※応募用紙は同課または各公民

館にあり。





障がいのある方の安心した日常生活をサポート

心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課
☎2134

サービスの内容によっては障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受ける必要があります。

障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

- ※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービスにより負担軽減があります。
- ※難病患者の方もサービスを利用することができます。
- ※介護保険の対象者は介護保険のサービス(介護や福祉用具の貸与)が優先されます。

障害福祉サービス

ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援など

※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。

➔上記の申請は右記相談窓口

障害者移動支援

外出の付き添いなど

日中一時支援

日中に短時間のお預かり

訪問入浴

事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

福祉ホーム

自宅生活が困難な方に居室を提供

社会参加促進

自動車改造費用の助成など

日常生活用具の給付

日常生活に必要な生活用具の給付(ストーマ装具、紙おむつを含む)

補装具費の支給(購入・貸与・修理)

身体の機能障がいを補うために必要な補装具費の支給

※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢などによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。

➔上記の申請は障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

各種手当

特別障害者手当

20歳以上で常に特別な介護を必要とする在宅の重度心身障がい者

障害児福祉手当

20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育している方

※内部疾患・精神障がいの方も該当する場合があります。

➔上記の申請は障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

減免・割引

有料道路通行料金の割引

障がい者本人が運転か、障がい者に乗せて介護者が運転する場合

NHK受信料の免除

半額免除=視覚、聴覚または重度の心身障がい者が契約者で世帯主の場合

全額免除=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

相談窓口

▶障がい児者全般

足利市障がい者基幹相談支援センター
(足利市総合福祉センター内・東砂原後町)

☎440307

毎週月曜日の午前9時30分～正午は、障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)でも相談を行っています。

▶精神障がい者

地域活動支援センター・あしかが

(青木病院内・本城一丁目)☎412643

地域活動支援センター・ハートランド

(前沢病院内・福居町)☎700811

▶就業相談

両毛圏域障害者就業・生活支援センター

(安足健康福祉センター内・真砂町)☎442268

相談内容

- * 仕事や人間関係などに関する相談や助言
- * 医療・保健・福祉などの専門機関との連携や紹介など
- * 就業に関する相談や助言、職業準備訓練のあっせんなど



その他

意思疎通支援

聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣

➔社会福祉協議会

☎440529

点訳・音訳あしかがみ

視覚障がい者のために点訳版・音訳版の広報紙を郵送

➔視覚障害者福祉ホーム

☎412200

※障がい福祉課窓口にもあります。